

令和5年梅雨前線による大雨および台風第2号により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置について

2023年6月9日
北陸電力株式会社

2023年6月2日からの大雨により、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において被災されたお客さま

<災害救助法が適用された地域>

【茨城県】取手市

【埼玉県】草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町

<隣接する地域>

【茨城県】龍ヶ崎市、守谷市、つくばみらい市、北相馬郡利根町

【埼玉県】さいたま市、川口市、春日部市、三郷市、八潮市、吉川市

【東京都】足立区

【千葉県】柏市、野田市、我孫子市

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法の適用地域については適宜更新されますので最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

<電気料金の支払期日1か月間延長>

被災されたお客さまの2023年5月(2023年6月2日以降に支払期日を迎えるものに限ります。)、6月、7月および8月調定分の電気料金について、支払期日(検針日の翌日から30日目)を1か月間延長いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel: 0120-418969

<月～金曜日 9時～17時、(土日祝日・年末年始を除く)>

以上